

相模原市障害福祉サービス事業者等業務管理体制一般検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、相模原市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱(平成26年4月1日施行)の規定に基づき、一般検査について必要な事項を定め、円滑な処理を図ることを目的とする。

(実施計画の策定)

第2条 一般検査の実施に当たっては、年度当初に実施計画を策定し、定期的に業務管理体制の整備及び運用の状況を報告させ、届出内容等を確認するものとする。

(書面検査等の実施)

第3条 前条に規定する届出内容等の確認にあたっては、事業者に通知の上、「業務管理体制の整備に係る報告書」(様式1)及び関係書類の提出を求め、書面検査を実施する。

- 2 前項の書面検査において不備が認められたときは、市長は事業者の役職員等の出頭を求め、聞き取り調査を実施する。
- 3 聞き取り調査の実施に当たっては、実施の根拠法令、実施日時、実施場所、調査の方法等を事前に事業者に通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の検査等により、改善を要する事実が認められたときは、市長は期限を定めて「業務管理体制の整備に係る改善報告書」(様式2)を提出させ、改善状況を確認するものとする。

(立入検査の実施)

第4条 前条第4項の改善内容が不十分である、又は改善報告書が指定する期限までに提出されないなど、改善が見込まれないとときは、立入検査を実施する。

- 2 立入検査の実施に当たっては、実施の根拠法令、実施日時、実施場所、調査の方法等を事前に事業者に通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認められるときは、あらかじめ通知しないことができるものとする。

- 3 立入検査は原則として2名以上の職員で行うこととし、当該事業者から事前に提出を受け、又は当日に閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該事業者の役職員に説明を求め、面談方式により実施する。

- 4 市長は、立入検査の結果を通知するものとし、改善を要する事実が認められた

ときは、次条に規定する行政上の措置を行うものとする。

- 5 前項の行政上の措置に相当しない場合であっても、引き続き改善が必要と認められるときは、期限を定めて「業務管理体制の整備に係る改善報告書」（様式2）を提出させ、改善状況を確認するものとする。

（勧告）

第5条 前条の立入検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないとみとめるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書でその是正を勧告することができる。

- 2 前項の勧告を受けた事業者は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に係る勧告事項改善報告書」（様式3）により報告を行うものとする。

- 3 第1項の勧告を受けた事業者が、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（命令）

第6条 前条に規定する勧告について、事業者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、文書でその措置をとるべきことを、命令することができる。

- 2 前項に規定する命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第1項の命令を受けた事業者は、期限内に命令に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に係る命令事項改善報告書」（様式4）により報告を行うものとする。

附　則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

業務管理体制の整備に係る報告書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

法人名

代表者名

印

主たる事務所の所在地			
問合せ先	電話番号		メールアドレス
	記入者氏名		

I 業務管理体制に係る届出内容の確認項目				
①直近の届出年月日	年	月	日	
	※届出年月日が不明の場合は記入不要です。			
②届出内容	<input type="checkbox"/> 届出なし			
	※速やかに業務管理体制の届出をしてください。 ※届出なしの場合は、以降の記入は不要です。			
	法令遵守責任者	氏名		
	法令遵守規程	<input type="checkbox"/>	規程の写しを提出済み(20以上の事業所等運営事業者)	<input type="checkbox"/> 届出対象外
業務執行状況監査	<input type="checkbox"/>	監査概要を提出済み(100以上の事業所等運営事業者)	<input type="checkbox"/> 届出対象外	
届出内容の変更有無	<input type="checkbox"/> 有	変更内容〔	〕 <input type="checkbox"/> 無	

II 業務管理体制の整備・運営状況確認項目			
1	法令等遵守についての方針(考え方等)を定めていますか。		
<input type="checkbox"/> はい			
<input type="checkbox"/> いいえ	* 定めている場合は、具体的な内容を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)		
2	上記1で方針等を定めている場合は、法人等役員、従業者に周知していますか。		
<input type="checkbox"/> はい			
<input type="checkbox"/> いいえ	* 周知している場合は、具体的な内容を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)		
3	法令遵守責任者の役割を定めていますか。		
<input type="checkbox"/> はい			
<input type="checkbox"/> いいえ	* 定めている場合は、具体的な内容を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)		

4	法令遵守責任者の役割を法人等役員、従業者に周知していますか。	
	<input type="checkbox"/> はい	
	<input type="checkbox"/> いいえ	* 具体的な周知の方法等を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)
5	法令等遵守のための法人等役員、従業者への研修を行っていますか。	
	<input type="checkbox"/> はい	
	<input type="checkbox"/> いいえ	* 研修の具体的な内容を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)
6	各事業所の運営状況(サービス提供、給付費請求等)について、法令に準じて、適正に行われているかどうかを把握する仕組み(報告や通報を含む)はありますか。	
	<input type="checkbox"/> はい	
	<input type="checkbox"/> いいえ	* 把握及び指導している場合は、具体的な内容を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)
7	介護給付費等の請求が適正になされているか定期的に確認していますか。	
<p>* 確認している場合は、確認頻度や具体的な方法を記載してください。(既存の資料添付でも構いません)</p>		

様式2（第3条・第4条関連）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名

(印)

業務管理体制の整備に係る改善報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施した《例1もしくは例2を記載する》における要改善事項について、次のとおり改善措置を講じたので報告します。

例1) 書面検査

例2) 立入検査

	要改善事項	改善措置 (改善内容を具体的に記載すること)
1	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	
2	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	

※改善措置の内容が確認できる書類、資料等があれば添付してください。

以上

様式3（第5条関連）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名

(印)

業務管理体制の整備に係る勧告事項改善報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け「障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について(勧告)」により勧告のあった事項について、次のとおり改善措置を講じたので報告します。

	要改善事項	改善措置 (改善内容を具体的に記載すること)
1	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	
2	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	

※改善措置の内容が確認できる書類、資料等があれば添付してください。

以上

様式4（第6条関連）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名

(印)

業務管理体制の整備に係る命令事項改善報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け「障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について(命令)」により命令のあった事項について、次のとおり改善措置を講じたので報告します。

	命令事項	改善措置 (改善内容を具体的に記載すること)
1	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	
2	〇〇〇を〇〇するように改善すること。	

※改善措置の内容が確認できる書類、資料等があれば添付してください。

以上

参考様式1 (第3条第1項関連)

F N o . 5 · 0 · 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者 様

相模原市長 ○ ○ ○ ○
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業者の業務管理体制に係る書面検査について(通知)

平成24年4月より、指定障害福祉サービス事業者等については、障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るために、業務管理体制の整備が義務付けられています。

本市では、指定障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関する届出を受けるとともに、その取り組み状況を定期的に検査しています。

つきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）(児童福祉法(昭和22年法律第164号)) 第〇条の〇第〇項の規定に基づき検査を行います。

1 提出書類

- (1) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査調査票
- (2) 業務管理体制整備に係る変更届出書（第2号様式(第4号様式)）

※ 変更届出書は、別添の登録状況を記載した用紙と現状が異なる場合のみ提出

2 提出方法

「障害福祉情報サービスかながわ」から検査調査票等をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記提出先に郵送にて御提出ください。

障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>相模原市からのお知らせ>
業務管理体制の整備

3 提出先

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市 障害政策課 指定・指導班

4 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

以上

障害政策課 指定・指導班
電話 042-707-7055

参考様式2 (第3条第3項関連)

F N o . 5 • 0 • 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者様

相模原市長 ○ ○ ○ ○
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る聞き取り調査の実施について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施した書面検査において、貴法人より提出いただいた調査票の内容について、次のとおり聞き取り調査を行いますので通知します。

1 調査の目的

法令遵守の義務の履行を確保し、利用者の保護と障害福祉サービス事業者等によるサービス提供の適正化を図る。

2 調査の対象となる事業所、施設

3 調査の日時及び場所

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)〇〇時から

《例1もしくは例2を記載する》

例1) 相模原市役所○○○○課事務室(○○○庁舎○階)

4 調査担当職員数(予定)

○人

5 調査の当日に出席を求める役職員等

法令遵守責任者、その他法令遵守体制の整備・確立に責任のある者

6 調査の方法

5で出席を求める役職員等からの聞き取り及び関係書類の確認

7 当日用意いただく関係書類

○○○○○○ ▲▲▲▲▲ ▪▪▪

以 上

障害政策課 指定・指導班

電話 042-707-7055

参考様式3 (第4条第2項関連)

F N o . 5 • 0 • 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者様

相模原市長 ○ ○ ○ ○
(公印省略)

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る立入検査の実施について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施した書面検査において、《例1もしくは例2を記載する》ため、次のとおり立入検査を行います。

例1) 「業務管理体制の整備に係る改善報告書」の内容に不備がある

例2) 「業務管理体制の整備に係る改善報告書」が指定期限までに提出されない

以 上

障害政策課 指定・指導班
電話 042-707-7055

参考様式4（第4条第4項関連）

F N o . 5 · 0 · 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者様

相模原市長 ○ ○ ○ ○ 公印

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に係る立入検査の結果について
(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日に実施した立入検査の結果、《例1もしくは例2を記載する》。

例1) 改善が必要な事項は認められませんでした。

例2) 次の事項について、改善が必要と認められましたので、下記に記載された提出期限
までに「業務管理体制の整備に係る改善報告書」(様式2)を障害政策課へ提出して
ください。

記

1 改善が必要な事項

	状況	要改善の内容
1	〇〇〇が〇〇されていなかった。	〇〇〇を〇〇するように改善すること。
2	〇〇〇が〇〇されていなかった。	〇〇〇を〇〇するように改善すること。

2 改善報告書(様式2)の提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

以上

障害政策課 指定・指導班

電話 042-707-7055

参考様式5（第5条関連）

F N o . 5 · 0 · 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者様

相模原市長 ○ ○ ○ ○ 公印

障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備について(勧告)

令和〇〇年〇〇月〇〇日に実施した検査の結果、次の事項について、改善が必要と認められましたので、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第〇条の〇第〇項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、同条第〇項に基づきその旨を公表することがあります。

また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その旨を公示することとなります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善報告書(様式3)の提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

以上

障害政策課 指定・指導班

電話 042-707-7055

参考様式6（第6条関連）

F N o . 5 · 0 · 5

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業者代表者 様

相模原市長 ○ ○ ○ ○ 公印

障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備について(命令)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け「障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備について(勧告)」で勧告をしたところ、正当な理由なく同勧告に対する措置がとられていないと認められますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第〇条の〇第〇項の規定に基づき、下記のとおり改善を命じます。

また、当該改善命令については、公示いたします。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善報告書(様式4)の提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 教示

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に厚生労働大臣に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分のあったことを知った日(当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日)から6か月以内(この処分があった日から1年を経過したとき及び当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があった日から1年を経過したときを除く。)に厚生労働省を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

以上

障害政策課 指定・指導班

電話 042-707-7055